

Q1 国民年金は確定申告において保険料納付の証憑書類(領収書等)が必要となったが、農業者年金の保険料についてはどうか。また、領収書は発行しているのか。

A1 農業者年金保険料については、所得税法第120条の規定により、社会保険料控除に係る証明書等の添付を必要とされていないこと、保険料の納付は、自動口座振替により行われているため、被保険者が貯金通帳に記帳することにより納付額の確認ができることから、領収書は発行しておりません。

農業者年金基金としては今後、社会保険料控除に係る証明書等の添付等を必要とする所得税法等の改正が想定される場合には、停滞なく証明書等の発行が行えるよう対応します。

なお、被保険者から納付した保険料の照会に対応していただくため、毎年2月頃に各JA宛に被保険者ごとに支払った年間保険料額一覧表を送付しております。

所得税法(昭和40年 法律第33号)(抜粋)

(確定所得申告)

第120条 居住者は、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が第二章第四節(所得控除)の規定による雑損控除その他の控除の額の合計額を超える場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七条第二項(所得控除の順序)の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九条(税率)の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときは、第二百二十三条第一項(確定損失申告)の規定による申告書を提出する場合を除き、第三期(その年の翌年二月十六日から三月十五日までの期間をいう。以下この節において同じ。)において、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

[中略]

次の各号に掲げる居住者が第一項の規定による申告書を提出する場合には、政令で定めるところにより、当該各号に定める書類を当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

- 一 第一項の規定による申告書に雑損控除、医療費控除、社会保険料控除(第七十四条第二項第五号(社会保険料控除)に掲げる社会保険料に係るものに限る。)、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除又は寄付金控除に関する事項の記載をする居住者 これらの控除を受ける金額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類
- 二 第一項の規定による申告書に、第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に係る勤労学生控除に関する事項の記載をする居住者 これらの者に該当する旨を証する書類
- 三 その年において第四編第二章(給与所得に係る源泉徴収)、第三章(退職所得に係る源泉徴収)又は第三章の二(公的年金等に係る源泉徴収)の規定により源泉徴収をされる給与所得、退職所得又は第三十五条第三項(公的年金等の定義)に規定する公的年金等に係る雑所得を有する居住者 第二百二十六条第一項から第三項まで及び第四項ただし書(源泉徴収票)の規定により交付される源泉徴収票

(以下省略)

(社会保険料控除)

第74条 居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合又は給与から控除される場合には、その支払った金額又はその控除される金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

前項に規定する社会保険料とは、次に掲げるものその他これらに準ずるもので政令で定めるもの（第九条第一項第七号（在勤手当の非課税）に掲げる給与に係るものを除く。）をいう。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定により被保険者として負担する健康保険の保険料
- 二 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による国民健康保険の保険料又は地方税法の規定による国民健康保険税
- 三 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による介護保険の保険料
- 四 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の規定により雇用保険の被保険者として負担する労働保険料
- 五 国民年金法 の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金
- 六 独立行政法人農業者年金基金法 の規定により被保険者として負担する農業者年金の保険料
- 七 厚生年金保険法 の規定により被保険者として負担する厚生年金保険の保険料及び厚生年金基金の加入員として負担する掛金（同法第四百十条第四項（徴収金）の規定により負担する徴収金を含む。）
- 八 船員保険法 の規定により被保険者として負担する船員保険の保険料
- 九 国家公務員共済組合法 の規定による掛金
- 十 地方公務員等共済組合法 の規定による掛金（特別掛金を含む。）
- 十一 私立学校教職員共済法 の規定により加入者として負担する掛金
- 十二 恩給法第五十九条（恩給納金）（他の法律において準用する場合を含む。）の規定による納金

第一項の規定による控除は、社会保険料控除という。

〔以下省略〕